国土交通省 第1次回答

通番:28

管理番号	360	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	指定区間内の	一級河川に係	系る河川現況台帳を調製する	事務・権限の移	譲
提案団体	茨城県				
制度の所管・	関係府省				
	国土交通省				

求める措置の具体的内容

一級河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区間内は都道府県知事が行うこととなっているが、河川現況台帳の調製については、同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間内においても、国土交通大臣が調製することとされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来たしている。

このため、指定区間内における河川現況台帳を調製する事務・権限を都道府県に移譲していただきたい。なお、移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国が調製している河川現況台帳の図面には、主に都道府県が提供したデータを基にした河川占用案件しか記載がなく、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。

このため、住民問い合わせがあった際には河川現況台帳と住宅地図を照らし合わせて使用しており非効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計画の集積を行う際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。

【制度改正による効果】

実際に管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記支障が解決し、パトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながり、事務量の軽減にもつながる。 【懸念の解消策・制度改正による効果】

法律上の河川管理者(国)と河川現況台帳の調製者(都道府県)が異なることへの懸念については、都道府県が調製した台帳を定期的に国に提供すれば、国側で不便を来たすことはないと考える。

県境をまたがって流れる一級河川について、指定区間ごとに各都道府県が河川現況台帳を調製するためフォーマットが不統一になるのではないかとの懸念については、各都道府県ごとに維持管理をしているためフォーマットが統一されていなくても問題はなく、各都道府県間において定期的な意見交換会を行うことで円滑に維持管理できる。

一級河川について指定区間と直轄区間で河川現況台帳の調製者が異なることへの懸念については, 都道府県が調製した河川現況台帳を国へ提供することで, 河川の一体的な把握の面からの支障は生じないと考える。

根拠法令等

河川法施行令第2条第1項

回答区分 C 対応不可

指定区間内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載 している河川現況台帳の調製及び保管については、指定区間内も含め、当然に国が行うべき事務として、国 土交通大臣が行うこととされている。

河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用の許可等の概要を記載し、水系全体での 河川の使用関係を明らかにすることによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間で あっても都道府県の有する情報のみでは台帳の調製はできない。

仮に、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管のために再度国土交 通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて煩雑であり、全体の事務負担を増加させることとなるほ か、指定区間に係る台帳と、指定区間外に係る台帳が分離するため、情報の一覧性の確保にも支障が生じ る。

国土交通省 第1次回答

通番:29

管理番号	441	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路占用許可	基準の緩和(道の駅への充電	電インフラ整備の	許可)	
1						
提案団体	岐阜県					
制度の所管・	関係府省					
	国土交通省					

求める措置の具体的内容

充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るという原則)が適用されている。

【支障事例】

県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。

【支障事例の解消策】

無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、 道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。

【効果】

道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。

根拠法令等

道路法第33条第1項

(道路の占用の許可基準)

- 1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の 駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅 において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。
- 2. 今回、占用許可基準の一つである「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものである場合」(無 余地性の要件)について課題があるとの指摘があるが、「やむを得ないものである場合」とは、諸般の事情を 考慮して他に用地を獲得することが著しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のため の占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下のような解釈が可能であり、現行制度の下でも 道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができる。
- ・ 道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合 は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。
- ・ 道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じ る等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないもの である場合であると言える。

国土交通省 第1次回答

通番:5

管理番号	339	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園にかっ	かる占有期間	の設定の条例委任		
提案団体	北上市				
制度の所管・	関係府省				
	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地緑団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地緑団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六カ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。

【制度改正の効果】

改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について 占用許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用 者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促 進されるものと考える。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることか ら、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものと考える。

根拠法令等

都市公園法施行令第十四条第三号

回答区分 C 対応不可

「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が 規定する占用物件としての標識及び備蓄倉庫と解されるところ、同法施行令第14条第1号により、占用期間 は最長10年とされている。

また、「地区スポーツ団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合は、通常、都市公園法施行令第5条第4 項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉 庫と解されるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。 なお、都市公園法第6条第4項では占用の期間について規定しているが、法律の期間に最長の定めがある のは、都市公園の占用の許可基準である「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないも のであるか否か」「政令で定める技術的基準に適合しているか否か」などについて適宜、適格性を確認する 必要があるためである。また、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占用物件の性質に応じて占用 の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは 不適切である。

国土交通省 第1次回答

通番:31

管理番号	218	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木·建築
提案事項 (事項名)	用途地域等内	の建築物の制	削限緩和		
1					
提案団体	全国市長会				
制度の所管・	関係府省				
	国土交通省				

求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた災害対策を推進するためには、災害時に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。

しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。 【支障事例】

ところが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備推進に支障となっている。(→具体的な状況は別紙のとおり)【解消策】

地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の別表第二に掲げる施設、 または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。

なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上 段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てく るため、両提案合わせての実現を求める。

根拠法令等

【その他】

建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4

回答区分 D 現行規定により対応可能

一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住 民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の 「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類 するもの」に該当すると判断されているところ。

この見解については全国の特定行政庁及び民間の指定確認検査機関等で構成される日本建築行政会議 (JCBA)が編集した「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」においても示されているところであ る。

備蓄(防災)倉庫設置に伴う特定行政庁の許可に係る状況について

【現状】

備蓄(防災)倉庫設置に係る許可申請事務に係る負担

許可申請期間:8ヶ月程度

許可申請に係る費用(業務委託):70万円程度(申請手数料18万円を含む)

その他労力等:特定行政庁との協議(3回程度)、公聴会の実施

【事例】

許可申請(建築基準法48条第1項 別表第2中9)の経過

平成24年4月~ (3回程度)特定行政庁と許可申請に向けた協議開始

平成24年7月26日 許可申請等についての業務委託契約を締結

平成24年9月5日 特定行政庁へ申請書を提出(手数料:18万円)

平成24年10月3日 公聴会

平成24年10月9日 特定行政庁から本市への伺い(建築基準法第48条第1項但

し書き書き許可の意見伺い)

平成 24 年 10 月 15 日 本市から特定行政庁への回答 平成 24 年 11 月 6 日 特定行政庁からの許可通知

農林水産省 第1次回答

通番:33

管理番号	595	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	市町村営ほ場	整備事業にお	Sける換地計画認可について		
提案団体	京都府・徳島県				
制度の所管・	関係府省				
	農林水産省				
求める措置の)具体的内容				
市町村営(区画整理)の	手続きにおいて、換地計画の府	- 日本事の認可を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- 廃止し、事後報告とす
	事例、地域の			-	
おり、事業こととなっ	計画策定後、府 ている。第2次- 事の認可が廃止	守は報告を受り -括法における とされ、事後報	おいては、事業主体である市町 けるのみだが、当該事業地区内 る土地改良法改正により、換地 最告となったことから、土地改良 で、都道府県知事の認可を廃」	の換地計画は 計画の前提と 事業計画と一	は府知事の認可を要する なる事業計画に対して都 体のものである換地計

根拠法令等

土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4

回答区分 C 対応不可

本提案事項である換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業(区画整理)と してほ場整備を実施した地区において作成される計画であり、その内容は当該ほ場整備後の地区における 農地等に係る権利関係、すなわち農家等個人の財産権に関わることについて、換地の手法を用いて整理す る際に必要な事項を定めるものである。

換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、 換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理す る場合」(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)の第2の4の(1)のキの(ア)のb)に該当し、自治 事務に係る特別の関与の「許可、認可及び承認」を許容するものと位置付けられているところである。

また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することとなれば、公用換地等の制度を所管する関係省庁の 各種制度との間に矛盾が生ずることとなる。

このため、換地計画に係る都道府県知事による認可を廃止し、事後報告とするとの御提案については、対 応することは困難である。

内閣府 第1次回答

通番:26

 管理番号
 290
 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 消防・防災・安全

 提案事項 (事項名)
 災害時の応急借上げ住宅に係る入居に関する事務の簡素化

 提案団体
 京都市

 制度の所管・関係府省 内閣府
 内閣府

求める措置の具体的内容

応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1回につき「1年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

応急借上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)、市町村(受付窓口)、都道府県(賃借人)、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往復する煩雑な手続となり、被災自治体の負担となる。

特定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められているが、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。

「応急借り上げ住宅(みなし仮設)」は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急建設住宅とは異なり、既に建築基準法を満たした建築物であることから、1年を超える期間の延長を一度に認めるとしても、安全上、防火上及び衛生上の問題は生じないのではないかと考える。

みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の被災者を市営住宅(みなし仮設と位置付け)において受け入れている本市においても、毎年、供与期間の延長の可否決定等を行うなどの事務を行う必要がある。

【制度改正による効果】

入居期間の複数年決定などの事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うことで、被災者の住まいの確保 に要する時間の短縮、手続きの負担軽減につながるとともに、行政の事務負担も軽減される。

また、行政の事務負担の軽減により、他の災害対応業務に労力をまわすことができるため、復興に向けたスピードアップにつながると考えている。

根拠法令等

災害救助法第4条

建築基準法第85条

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条

回答区分 C 対応不可

災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供期間については、被災により住家が全壊等するなどして、住家を 失った被災者に対して応急的・一時的に仮住まいの現物給付を行うものであり、その提供期間については、 原則2年とされている。

東日本大震災で設置した応急仮設住宅については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図る ための特別措置に関する法律第8条に基づき、被害や復旧の状況等を勘案して、1年を超えない期間毎に延 長を行うことが可能となっている。

東日本大震災においては、災害が大規模かつ広域に発生したことから、建設型仮設住宅のみならず、民間 賃貸住宅の借上げや公営住宅等の公的な住宅の活用など、様々な種別の住宅を提供しているところである が、これらは被災者の仮住まいである応急仮設住宅として提供しているものであり、延長に当たっては、住宅 の種別に関係なく一律に対応すべきものであることから、借上げ型の仮設住宅についても、建設型仮設住宅 に準じた取り扱いとしている。

内閣府 第1次回答

通番:26

 管理番号
 385
 提案区分
 B 地方に対する規制緩和
 提案分野
 消防・防災・安全

 提案事項 (事項名)
 応急仮設住宅の入居期間の延長

 提案団体
 九州地方知事会

 制度の所管・関係府省 内閣府、国土交通省
 内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを 行うこと

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査)

【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直してほしい。

(参考)

入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建 に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。

入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。

県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎 改修を行ったうえで、住居として提供する。

なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。

根拠法令等

災害救助法第4条

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト

建築基準法第85条

回答区分 C 対応不可

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住 まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と 安全性等の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮 し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ 月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期 間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた 場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築 物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。

また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要 があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性があることから、その特例措置 として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定 非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長をすることが可能となっているのであり、同法 は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。

なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住 宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に 適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能である。

国土交诵省 第1次回答

诵番:26

385 B 地方に対する規制緩和 消防・防災・安全 管理番号 提案区分 提案分野 提案事項

(事項名)

応急仮設住宅の入居期間の延長

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを 行うこと

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの 理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査)

【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条 第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する 法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが 認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に 応じて入居期間を延長できるよう制度を見直してほしい。

(参考)

入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建 に向けた準備は進められているが、期限までの退去が難しい。

入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済的・精 神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。

県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎 改修を行ったうえで、住居として提供する。

なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。

根拠法令等

災害救助法第4条

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト

建築基準法第85条

回答区分 C 対応不可

災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊等した被災者に対して、当面の仮住 まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と 安全性等の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害公営住宅の建設等に要する期間等を考慮 し、建築基準法に基づき、災害時に建築された応急仮設建築物が、特定行政庁の許可を受けて最長2年3ヶ 月間適法な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期 間については、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた 場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行うなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築 物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。

また、大規模災害の場合には、被災者の転居先となる災害公営住宅等の恒久住宅を大量に確保する必要 があるが、その用地の確保等当該期間内にその整備が間に合わない可能性があることから、その特例措置 として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定 非常災害に指定された場合は1年を超えない期間ごとに延長をすることが可能となっているのであり、同法 は災害の規模によりその指定の可否を判断するものである。

なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して恒久住 宅として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への追加工事等により建築基準法の現行規定に 適合させることができれば、国に協議することなく、存続させることが可能である。

厚生労働省 第1次回答

通番:6

 管理番号
 224
 提案区分
 B 地方に対する規制緩和
 提案分野
 医療・福祉

 提案事項 (事項名)
 提案団体
 滋賀県

 制度の所管・関係府省
 厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士修学資金貸付事業の貸付対象は、県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修 学している者等とされており、保育士不足が著しい地域で人材を確保するためには、より広域的な確保が必 要であることから、貸付対象の住所要件を撤廃

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行の制度】保育士修学資金貸付事業については、「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0226第6号)において、その対象者は県内に住民登録をしている者または県内の保育士養成施設に修学している者等とされている。

【本県の状況】県内の保育士養成施設は4校で、定員は330名であり、県外の保育士養成施設での修学者も含め、保育士養成校による県内の資格取得者は毎年500人程度となっているが、これら養成数では増大する保育ニーズに応えられていない状況である。

本県では、保育士・保育所支援センターを設置するとともに、保育士修学資金貸付事業など、総合的な保育士確保対策に取り組んでいるところであるが、保育士の有効求人倍率が常に1倍を超えており、時には3倍、4倍という状況で保育士不足が深刻である。

【制度改正の必要性】保育士の有効求人倍率が1倍を下回り、比較的保育士が充足している府県もあり、こうした府県の在住者も対象に保育士の確保を図ることが、喫緊の保育士不足を解消するために必要である。こうしたことから、県外在住であっても、滋賀県内保育所への就労を希望する県外在住の県外学生に対して、修学資金を貸付けることができるよう住所要件の撤廃が必要である。

根拠法令等

「保育士修学資金貸付制度の運営について」(平成25年2月26日付け雇児発第0236第6号 厚生労働省雇 用均等・児童家庭局長通知)

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

貸付対象者の要件緩和により生じる影響等を踏まえて、検討していく。

厚生労働省 第1次回答

通番:9

管理番号	952	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	多子世帯保育	料軽減制度に	こおける同時入所要件の撤廃		
提案団体	中国地方知事	会 —————			
制度の所管・	関係府省				
	厚生労働省				
求める措置 <i>の</i>)具体的内容				
			ŧが同時入所している場合に限 ÷入所要件を撤廃すること	り2人目を1/2	軽減、3人目を無料化に
CCVOB	11 前及の、元月	ででしていまままで	・八川安件で献焼りること		
			5 / S. T. H. M.		
	事例、地域の				
			こいる場合に限り、2人目1/2軽 負担軽減は重要であり、同時入		
			ことのないようあわせて提案す		

根拠法令等

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(S51.4.16厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

回答区分 C 対応不可

本提案は多額の公費を要する施策であり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはできな い。

実際に保護者から徴収する保育料は、各自治体で条例等により定めており、多子世帯保育料軽減の取扱は 自治体の裁量で認定することが可能である。

その場合、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日付け厚生省発児 第59号の2厚生事務次官通知)は私立保育所のみを対象としており、地方自治体に一般財源化された公立 保育所は対象外であるため、公立保育所分は地方自治体において責任をもって財源を含め、手当する必要 がある。

また、私立保育所についても、児童福祉法の規定に基づき運営費の負担関係を定めているところである が、これをご提案の「財政負担が地方に転嫁されない」ようにするためには、公立・私立の保育所の保育料 に係る地方自治体向けの多額の財政措置を伴う新たな予算事業の創設を求めるものとなり、この財源につ いても明確でないことから対応することはできない。

厚生労働省 第1次回答

通番:11

 管理番号
 186
 提案区分
 B 地方に対する規制緩和
 提案分野
 医療・福祉

 提案事項(事項名)
 厚生労働省の妊娠・出産包括支援モデル事業における事業の実施主体となる対象の拡大

 提案団体
 山梨県

 制度の所管・関係府省
 厚生労働省

求める措置の具体的内容

国で本年度から実施しているモデル事業においては、産後ケア事業等を実施する市町村を補助対象としているが、都道府県と市町村が広域的に連携して事業を実施する場合、補助対象をこの広域的連携主体都道府県にも拡大するよう要望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】本県の合計特殊出生率は、平成25年、1.44で全国の29位と依然低迷しており、先般行った調査では、ほしい子どもの数まで増やさない理由として、経済的な理由とともに育児への不安を訴える声が根強くあった。現行の県・市町村の公的な支援として、妊娠から乳幼児期までステージごとに支援メニューがあるが、出産直後の母親に対する施策は手薄な状況にあることから、育児の不安や負担感を軽減するための新たな産後育児支援が必要と考えている。

【解決に向けた取り組み】このため、本県では、妊娠・出産から子育てに至る切れ目ない支援を実現するため、産前産後ケアセンターを平成27年度中に開設することとし、本年度は、県と市町村が広域的に連携して事業を実施する仕組みづくりに向けた取り組みを行っている。

センターは、需要調査の結果等から、居室6床を備えたものを県内に1箇所整備することとし、助産師等専門スタッフを配置して通年稼働とするが、このような施設を、小規模市町村が単独で運営することは困難といえ、全県的にバランスの取れた安定的なサービスを実現するためには、この仕組みの導入が不可欠となるものと考える。

県の関与としては、この連携組織の事務局として運営を主導するとともに、利用者に利用料金の一部を負担させた残額相当分を市町村と折半で負担し、運営を委託する事業者への委託料として拠出するものである。この取り組みは、一部の高い財政力を有する自治体だけでなく、全国各地の母親に産後ケアサービスの提供を可能にする先駆的モデルケースとなるものと言え、少子化問題の突破口となる可能性を有する革新的な取り組みと考える。

根拠法令等

妊娠・出産包括支援モデル事業実施要綱

回答区分 C 対応不可

妊娠・出産包括支援モデル事業は母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じ必要 な支援につなぐ母子保健相談支援事業、妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援等を行う産前・産後 サポート事業、出産直後の母子への心身ケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業といった各地域の特 性に応じた妊娠から出産、子育で期までの切れ目のない支援を行うための事業である。

当該事業は、市町村が実施又は委託した場合等に対する補助を行うものであり、提案にもあるように補助 金の対象を都道府県に拡大し、本事業の費用に関して市町村と折半した都道府県に対して補助を行うことと するのは、実質的に予算事業の新設に当たり、これに充てる財源が明確でないことから対応することはでき ない。また、当該事業は市町村を対象とした事業であり、事務・権限の移譲は想定していない。

厚生労働省 第1次回答

通番∶11

 管理番号
 410
 提案区分
 B 地方に対する規制緩和
 提案分野
 医療・福祉

 提案事項 (事項名)
 産後ケア事業に対する補助条件の見直し

 提案団体
 特別区長会

 制度の所管・関係府省 厚生労働省
 厚生労働省

求める措置の具体的内容

国の「母子保健医療対策等総合支援事業」中の「妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件(実施要綱)を 緩和し、産後ケア事業など各事業単独での補助申請が可能となる仕組みとする。

(現状の補助条件)「妊娠・出産包括支援モデル事業」中の3事業全てを実施 (提案内容)3事業全てを実施だけではなく、各事業単独での実施も可とする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

26年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。

当区では児童虐待防止対策として、全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しており、育児不安等を抱える出産後の母親から大変好評を得ているが、利用ニーズの高まりから、利用希望の母子が利用できないといった状況が生じてきており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっているため、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。

補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高く (25年:95%)、母子の状態を把握して必要に応じ、「産後ケア事業」につないでいることから、国の事業目 的に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。

「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向けた検討の幅が広がり、ひいては区民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。

また、当区の「産後ケアセンター桜新町」は先駆的な取組みであることから法的事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的事業として位置付ける必要があると考える。

根拠法令等

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長通知)

回答区分 C 対応不可

妊娠・出産包括支援モデル事業は、妊娠・出産等に関する情報提供や産後ケアの強化など、妊娠・出産に 関する支援を総合的に行うために、妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供、関係機関との調整 や、必要に応じて定期的にフォローを行い、妊娠・出産・育児の各段階の支援について総合的に取り組み、 「切れ目のない支援」を行うことに意義があり、産後ケア事業のみの部分的な取組では本事業の趣旨に合致 せず、本モデル事業そのものを否定することになるため、提案は認められない。

環境省 第1次回答

通番:19

管理番号	352	提案区分	В	地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生		
提案事項 (事項名)								
(事识句/								
提案団体	徳島県、兵庫県	₹						
制度の所管・	関係府省							
	環境省							
求める措置 <i>の</i>)具体的内容							
	、個体数調整捕 がものとする。	獲等に従事す	 する	者が所有する狩猟免許のす	可効期間を地垣	め判断で設定できる		
目体的な支援	 章事例、地域の	宝信を踏す	ラナ	- 心亜性等				
				2 女 正 中 地域の山林管理が不十分で	 :、鳥獣被害が	都市部にまで拡大して		
いる。本県	の狩猟者登録	数は、昭和53	3年/	度から年々減少し、平成24	1年度ではピー	ク時の約1/3となって		
				の確保は、喫緊の課題であ うための人材確保を必要とす				
. – – .				延長できるように、法律の約				
こととする	こと。							

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項

回答区分 C 対応不可

狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるた め、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事 が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。

狩猟免許の有効期間は、銃刀法に基づく銃の所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。

現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込 む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対 策がますます重要となっている。

現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力 や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適 性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現 状においては適切ではないと考えている。

なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上 から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかり講じた上で狩猟者の人材育 成を図ることとしている。

環境省 第1次回答

通番:19

管理番号	617	提案区分	B 地方に対する規	制緩和	提案分野	環境・衛生	
提案事項 (事項名)	狩猟免許の有意	効期間の延長	Ę				
提案団体	長崎県						_
制度の所管・	関係府省						
	環境省						

求める措置の具体的内容

現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわなと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らがわな免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわなによる捕獲である。

現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実践不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。

新規に免許を取得しても、3年間では捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまう事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令や安全対策等の講習が実施される。

近年の銃猟による狩猟事故に対し、比較的安全なわなと網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図ることを提案します。

なお、わな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条

回答区分 C 対応不可

狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるた め、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事 が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。

現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込 む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対 策がますます重要となっている。

現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳代以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力 や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらの者に係る狩猟の適 性を確認し、不適格者を発見する機会を減少させることになるため、狩猟における安全確保の観点から、現 状においては適切ではないと考えている。

なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上 から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしつかり講じた上で狩猟者の人材育 成を図ることとしている。

環境省 第1次回答

通番:20

管理番号	115	提案区分	B 地方に対する規制	緩和	提案分野	環境•衛生	
提案事項 (事項名)	一般廃棄物収	集運搬業の語	午可期間の延長				
提案団体	三豊市						
制度の所管・	· 関係府省						
	環境省						

求める措置の具体的内容

一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「一年を下らない範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の5の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可の期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良な産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。

一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良な事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

本市は合併後、市域が広がり事業所数が多いことから、市が、現在以上のきめ細かい指導を行うことには限界がある。また、一般廃棄物収集運搬の許可業者が市町村合併時の10社から延べ21社に増加し、事務が 煩雑化している。

【制度改正の必要性】

一般廃棄物収集運搬業を行う優良事業者に対する許可期間を延長することにより、事業者の資質の向上と 行政事務の軽減が図られる。また、優良事業者としての特例を与えることにより、事業所に対する市の指導 等について一層の協力が見込まれ、行政の補完的立場を持ち合わせた事業活動の展開が期待される。

【懸念の解消】

平成24年、本件に関する全国市長会の要望に対して、国は、「一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村が実施する一般廃棄物の処理を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより、一層の信頼を高める必要がある」と回答している。

信頼性の確保について、市町村は収集運搬業者と日頃から直接顔を合わせる機会があり、日常的なチェックや確認が可能であることから、今回は、収集運搬業に限るものとして提案する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5

回答区分 C 対応不可

一般廃棄物収集運搬の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条 に基づき市町村が定めることとなっている一般廃棄物処理計画のうち、同法施行規則(昭和46年厚生省令 第35号)第1条の3により単年度ごとに定めることとされている実施計画との整合性を取る必要がある。 これは、そもそも、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たって は、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう に、当該区域におけるごみの発生量等を踏まえた需給の均衡を適切に考慮することが求められるためであ

したがって、本来であれば許可期間は1年とすることが適切であるが、平成9年3月28日に再改定された「規 制緩和推進計画」において、事業者の負担軽減の観点から当初の1年から現行の2年に延長することとされ た。

仮に、更に許可期間を延長し4年とした場合、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、事業者の一般廃棄 物収集運搬業の許可等を判断する機会がますます減少し、一般廃棄物の減少等によって一般廃棄物処理 計画が変更され、事業者の事業活動に当該計画との不整合が生じた場合に適切に対応することが困難にな ると想定されることから、許可期間の更なる延長は妥当ではない。

環境省 第1次回答

通番:52

管理番号	266	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	浄化槽法に基準	づく設置届出	等の受理、保守点検等の指導	権限の市への	移譲
提案団体	埼玉県				
制度の所管・	関係府省				
	環境省				

求める措置の具体的内容

現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16市8町)に移譲済みである。

【制度改正の必要性等】実態として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出・管理者の変更届出が提出されないことが少なくなく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。

届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よりきめ細かな対応が可能である。

また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.1に市へ法令移譲されている。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

(なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については 40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。)

根拠法令等

浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11 条第2項、第11条の2、第12条第1項、第2項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第53条第1項、第2項

回答区分 C 対応不可

浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導権限を市等へ一律に移譲することについては、以下の理 由により実現困難である。

①浄化槽の設置にあたっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、特定行政庁の建築主事によ る確認が必要となる等、専門性のある職員の確保が要求される。しかし、市等の人員・予算が限られている 中で、特に浄化槽の設置基数の少ない市等において、建築主事のような専門性を有する技術者の配置を行 うことは非効率かつ非現実的である。

②浄化槽の維持管理に関しては、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、都道府県が中心となり、法定 検査機関や保守点検業者との協力体制を既に構築しており、この枠組みの中で高い法定検査率を維持して いる都道府県が複数ある。しかし、市等に権限が一律に移譲された場合、既存の枠組みがなくなるだけでは なく、地方自治体ごとに体制を再構築することとなり、組織が細分化されるため、行政間の連携や、法定検査 機関・保守点検業者との協力体制の構築が非常に困難になる。

また、市等への権限移譲を一切行っていない都道府県で法定検査(第11条検査)受検率が極めて高い (80%超)ところが複数ある。これらの都道府県では、法定検査機関や保守点検業者との協力体制の構築 や、法定検査受検率向上に向けて様々な工夫を凝らしているところであり、現行の体制でも御指摘にあった 法定検査の適正な受検を促すことは可能である。

なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、多くの市町村に設置届出等の権限移譲を行っている都 道府県であっても法定検査率が極めて低い(10%未満)ところが複数あり、権限移譲の進み具合が適切な維 持管理の確保に結びついているわけではない。

まずは都道府県において、先進事例を参考に適切な維持管理の確保に向けた取組を実施する必要があり、 都道府県等向けに「法定検査受検率向上の取り組み事例集」や「浄化槽台帳の整備導入マニュアル」を環境 省で作成し周知しているところ。

以上のように、御提案の内容は実現が困難であることや御指摘の問題点については現行の枠組みで十分 解消することが可能であることから、本件については対応が困難である。

環境省 第1次回答

通番:52

管理番号	635	提案区分	B 地方に対する規	制緩和	提案分野	環境•衛生	
管理番号 635 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 環境・衛生 提案事項 (事項名) 浄化槽保守点検業の登録制度の合理化 提案団体 長崎県 制度の所管・関係府省 環境省 求める措置の具体的内容							
提案団体	長崎県						
制度の所管・	関係府省						
	環境省						
求める措置の)具体的内容						
			登録の範囲について、 ≧所設置市のどちらか			市とそれ以外の市町村 見制緩和を行う。	
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等				
【支障事例	<u> </u>						
【支障事例現在、浄化	削】 比槽保守点検業			道府県及び	ド保健所設置	市(又は特別区)におい	
【支障事例 現在、浄化 て行われ そのため、	刊】 比槽保守点検業 ている。	の登録は、浄健所設置市と	・化槽法に基づき、都			市(又は特別区)においては、都道府県及び保	
【支障事例 現在、浄化 て行われ そのため、 健所設置 長崎県に	刊】 ヒ槽保守点検業 ている。 、営業範囲が保 市の両方におい て登録している(の登録は、浄 健所設置市と なて登録が必要 保守点検業者	・化槽法に基づき、都 ・それ以外の市町村に 要である。	こまたがる	事業者におい		
【支障事例 現在、浄化 て行われる そのため、 健所設置 長崎県に 録している 【制度改正	別】 ヒ槽保守点検業 ている。 、営業範囲が保 市の両方におい て登録している(る事業者は31業 Eの必要性】	の登録は、浄健所設置市といて登録が必要 保守点検業者	・化槽法に基づき、都 ・それ以外の市町村に 要である。 が173者のうち、保健所 る(平成26年6月末現	こまたがる 所設置市(長 在)。	事業者におい &崎市及び佐†	ては、都道府県及び保 世保市)において重複登	
【支障事例 現在、浄化 てのかい。 健時崎して改し、 人間ででである。 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	別】 と槽保守点検業 ている。 、営業範囲が保 市の両方におい て登録しているの 事業者は31業 Eの必要性】 、事業者の行政の 守点検業登録を	の登録は、浄健所設置市といて登録が必要保守点検業者者となっている	・化槽法に基づき、都 ・それ以外の市町村に 要である。 「173者のうち、保健所 る(平成26年6月末現 する観点から、都道	こまたがる 所設置市(長 在)。 府県及び保	事業者におい も崎市及び佐1 健所設置市の	では、都道府県及び保	
【支障事例現在、浄化で行われるのでは、受験しては、気候を関する。 はいては、	別】 と槽保守点検業 ている。 、営業範囲が保 市の両方におい て登録しているの 事業者は31業 Eの必要性】 、事業者の行政の 守点検業登録を	の登録は、浄健所設置市といて登録が必要保守点検業者者となっている	・化槽法に基づき、都 ・それ以外の市町村に 要である。 「173者のうち、保健所 る(平成26年6月末現 する観点から、都道	こまたがる 所設置市(長 在)。 府県及び保	事業者におい も崎市及び佐1 健所設置市の	ては、都道府県及び保 世保市)において重複登 のどちらか一方において	

根拠法令等

浄化槽法第48条

回答区分 D 現行規定により対応可能

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第1項では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度 を都道府県及び保健所設置市(又は特別区)が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制 度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。